

平成 24 年度当初予算案に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成 23 年 12 月 9 日～平成 23 年 12 月 26 日
意見募集結果	意見提出者 8 名、予算に関する意見 37 件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 2 件 原案のとおりとしたもの 35 件

(2) 意見内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>「経費削減について」(人件費)</p> <p>①職員の人件費を極力削減されたい。正規職員を減らし(少数精鋭化)委託化を進めること。本来に忙しいところに人員を配置し、遊んでいるような職員を減らす。</p> <p>②市長・議会の特別職の人件費を削減されたい。もっと市長以下、自らがお手本を示して、ドラスティックな改革をされたい。</p>	<p>①職員数については、これまでも定員適正化計画に基づき、職員数の適正化に努めているところです。</p> <p>職員数は、最も多かった平成 11 年度の 1,178 人と比較いたしますと、平成 23 年度当初は、189 人減少し、989 人となっています。</p> <p>今後についても、引き続き、指定管理者制度や業務委託等の事務改善を進めながら、更なる職員数の適正化に努めてまいります。</p> <p>職員配置については、適宜、見直しを図っています。</p> <p>②市長等特別職の報酬(給料)額については、人口や産業構造が類似する団体として、国により分類されている類似自治体との均衡を図っているところです。</p> <p>県内における佐倉市の類似団体としては、八千代市や浦安市などがありますが、これらの団体と比較しても、本市の市長等特別職の報酬額は、低い水準にあることから、引き続き、他市の動向を踏まえ、報酬額の適正化に努めてまいります。</p>	無
2	<p>「特別職報酬に関して」</p> <p>特別職の報酬が高いか低いかについてはどのような基準で見ると異なるが、一般的には以下のことが言える。</p> <p>第 1 に、自分の部下全体の給与レベルを下げる事態になった時には、上司自ら自分の給与レベルも下げるべきである。特別職は市職員全体の長であり、有機的につながっている。自分たちだけは切り離されていると考えるのは公正、公平な認識とは言えない。</p> <p>第 2 に、自分の職務事項の内、複数の事項を他の専門家を呼んで任せるのであれば、その分責務が軽減されこととなり、同時にその人の費用がかさむのだから、普通は自分の給与レベルをそれ相応に下げるべきである。</p> <p>以上のことから、市長提案に基づけば、市長給与レベルをその分下げるべきであるが、今回の</p>	<p>市長等特別職の報酬(給料)額については、人口や産業構造が類似する団体として、国により分類されている類似自治体との均衡を図っているところです。</p> <p>県内における佐倉市の類似団体としては、八千代市や浦安市などがありますが、これらの団体と比較しても、本市の市長等特別職の報酬額は、低い水準にあることから、引き続き、他市の動向を踏まえ、報酬額の適正化に努めてまいります。</p>	無

	<p>予算案にそのことが反映されていないのはなぜか？</p>		
3	<p>「職員人件費」</p> <p>総人件費は約84.5億円で一般会計の約20%以上を占めますが、直ちに、この予算額や職員数を低減できるものでもなく、部局ごとに要求額を提示されても検討のしようがありません。問題は、この膨大な人件費＝マンパワー(約220万時間/年)の用途が市民に対し有効な行動に結びついているかを検討することが大切です。すなわち、部局を超えて横断的に全職員に対する日々の行動特性の合理性を確認することです。</p> <p>例えば職員の行動を性質別の視点から見た場合、事業企画計画、事業実施(計画内・外)、委員会、所内会議、市民窓口対応、市民サービス、市民交流、議会対応、調査研究、研修会、講演会、業務改善、国内外出張、健康管理、接遇、特命事項、等々のマンパワー費消状況を把握することにより、マンパワーの計画性、繁忙度、負荷均衡、効率性、欠陥、矛盾、勤怠、無駄、等々を横断的に把握し、組織体の合理性を促す基盤整備の基礎資料に供することが大切です。この様な人的資源の定量的管理の方策についてお答え下さい。</p>	<p>本市では、現在、19部局39課の体制により事務を執行しています。</p> <p>組織体制については、それぞれの職務内容に応じて、スタッフ制(担当制)と班制を使い分けています。</p> <p>業務内容については、所属単位で把握・確認をし、職員配置を含めた業務執行体制の見直しについては、毎年、各所属とのヒアリングなどにより、組織全体としての最適化を図っています。</p> <p>なお、税部門について、確定申告時期などの繁忙期には、税務経験職員の応援を他課から得るなどにより、必要な職員数を確保しています。</p> <p>その他の業務の職員体制についても、業務の必要に応じて、兼務等により、柔軟に対応し、限られた人員の中、職員の効率的、効果的な活用を努めているところです。</p>	無
4	<p>「市史資料整理保存事業」</p> <p>資料保存専用施設として市内の小中学校の空き部屋を活用することはできないのでしょうか。</p>	<p>小中学校の余裕教室の活用については、学校現場における教室の利用計画との調整や、歴史資料の収蔵・保管場所としての良好な環境の整備が必要となるため、関係各課と協議の上、今後検討を進めていきたいと考えます。</p>	無
5	<p>「国民健康保険一般事務費(診療報酬明細書縦覧点検委託)に対する意見」</p> <p>当該事業の事業別概要書には記載されていないが、12月18日に開催された当初予算編成に係る公開説明会において出席された担当課(健康保険課)に確認したところ、この一般事務費の委託料の中に、昨年度と同額の「診療報酬明細書縦覧点検委託料」(約520万円)が計上されているとのことであった。</p> <p>これに関し、本年7月22日に開催された佐倉市国民健康保険運営協議会において、某委員から、国保連合会に委託して電算化されたレセプト点検を行うのに加えて、市独自に上記の縦覧点検を業者に委託してまで行う必要はないのではないか、という意見が出ている。なお、議事録によると、この委員は自身も審査を担当したことがあるとのこと、毎回同じ質問をしているが、と発言している。</p> <p>これについて、事務局から、国や県から突き通した縦覧点検をするようにとの指導を受けているとの応答がされているが、議長は「事務局で、今委員から出された意見を検討してください。</p> <p>二重チェックが問題になっています。縦覧点検が二重チェックであろうということ、費用対効果の問題、それに先程の国民健康保健法第45条の</p>	<p>1. 診療報酬明細書の縦覧点検の必要性</p> <p>「縦覧点検」とは診療報酬明細書(以下「レセプト」と記す。)を数か月分並べて点検する方法です。通常は、「単月点検」という方法で当月分のみを点検しますが、1人ごとにレセプトを数か月分まとめて点検をすると、単月では見つけることの出来ない、検査の請求回数等が出てきますので、それらを再審査に提出することになります。</p> <p>例えば、入院期間中に1回しか出来ない検査を、2ヶ月連続して検査を実施した場合には、単月点検では発見できませんが、縦覧点検で発見することが出来ます。</p> <p>国保連合会は「単月点検」によりレセプト審査を実施しているため、二次審査として佐倉市が方式の異なる縦覧点検を行うことは、連合会の点検を補完することになり、レセプト審査の徹底を図る観点から、実施する意義は大きいと考えます。</p> <p>2. 縦覧点検の費用対効果について</p> <p>「縦覧点検」の費用対効果については、各年度の委託料(「別表①No.5 回答)の</p>	無

	<p>規定による拘束力の問題がありますので、こういったところを詰めていけば明快な答えが読とれるのではないかと思いますので、今の意見についてぜひご検討いただきたい」という発言があり、事務局は、「はい、わかりました」と応答している。</p> <p>こうした経緯を踏まえて、以下の意見を提出します。</p> <p>1. 担当課は佐倉市国民健康保険運営協議会委員の上記のような意見(診療報酬明細書縦覧点検委託の必要性に関する疑問)およびこれに関する議長の指示に応える説明を予算概要書に記載し、市民ならびに議会に公開すること。</p> <p>2. 市独自の縦覧点検の必要性を判断する根拠として、縦覧点検の費用対効果(縦覧点検によって節減できた診療報酬請求額と点検委託料の対比)をデータ(縦覧点検によって節減できた診療報酬請求額)の出所、算出方法も含めて市民ならびに議会に公開すること。</p>	<p>【A】欄)と、点検の結果、再審査対象となったレセプトの減額になった金額(下記表の【B】欄)を比較し、【A】よりも【B】の金額が多ければ費用対効果があると考えております。</p> <p>平成18年度から20年度までは、【B】の金額が【A】より少ない年度もありますが、平成21年度途中からレセプトが電子化されたことにより、作業効率も上がり、21、22年度は【A】以上の金額となっています。</p> <p>また、5年間の平均で比較した場合にも、【A】よりも【B】の金額が多い状況です。</p> <p>以上の点から、十分な費用対効果があると考えております。</p>	
6	<p>「婚活支援事業」</p> <p>極端に低い佐倉市の出生率を知れば趣旨は理解できます。他方で、生涯のパートナーとなるかも知れない人との出会いまでも行政が仲介するのは、行政による個人の私生活への過度な介入になりえることも常に意識してほしいです。個人的には若年者への雇用対策にもっと力を入れるべきだと思います。また、各人が結婚して出産育児のライフステージに至っても仕事を続けることができる環境・制度を整備することにも尽力してほしいです。</p>	<p>婚活支援事業は、佐倉市の後継者対策や地域活性化を目的に、結婚への意欲がある若者の出会いの場づくりを提供する事業です。</p> <p>市では、従前から結婚相談を行っているところですが、さらに、出会いの場や良縁に恵まれず、結婚したくても出来ないという状況に対処するため、結婚相談事業との連携を図りながら、出会いの場の提供として婚活支援事業を平成23年度から実施しているところです。事業実施にあたっては、結婚等の男女の問題に対して、行政が過度に介入することのないよう慎重に行っております。</p> <p>また、婚活支援事業の企画には、佐倉市の文化や歴史、地域特性を生かしたものを取り入れるよう工夫し、婚活をきっかけとし、佐倉市の魅力を再発見していただき、佐倉市にぜひ定住していただけるよう、工夫しております。今後も魅力ある事業として実施していきたいと考えております。</p> <p>なお、住みやすい、子育てしやすいまちづくりを進める為に、雇用機会の確保・拡大や健康・福祉の充実、子育てしやすい環境の整備については、佐倉市の長期的ビジョンである第4次佐倉市総合計画に基づき今後も推進を図ってまいります。</p>	無
7	<p>「災害情報伝達事業」</p> <p>現在の防災行政無線は聞き取りにくいです。特に風の強い日では聞き取るのが困難であり、お年寄りなど耳の不自由な方には情報が届けられないと思います。無線の精度を改善したり、設置数を増やしたりする必要があると思います。もしくはインターネットなどで内容を確認できるようになればより良くなると思います。</p>	<p>防災行政無線については、今年度設置の5基を合わせ、平成23年度末には市内99箇所への設置が完了する予定となっております。</p> <p>市からは、防災情報をはじめ子供たちの見守り、行方不明者情報など、様々な放送をしておりますが、防災行政無線による平常時の放送におきましては、音に対するご意見もいただいております。</p> <p>このことから、防災無線の設置については、地域からの要望書に基づき、特に設</p>	無

		<p>置予定場所近隣にお住まいの方々のご理解・ご協力をいただき設置を進めているところです。</p> <p>また、この防災行政無線を補完するシステムといたしまして、メール配信サービス、9月からは緊急情報エリアメールを利用しての情報配信も開始しております。</p> <p>災害時の情報については、他にケーブルテレビ296によるテロップ放送及び佐倉市ホームページに情報を掲載するとともに、住民避難等の緊急時には、市や消防団の車両による広報周知を行う体制となっております。</p> <p>さらに、平成24年度には、防災ラジオを試験的に導入するとともに、災害時のFM局の開設などに向けまして、現在、予算等の事務を進めているところです。</p> <p>市といたしましては、災害時の情報伝達は非常に重要であると考えておりますので、今後もこれら複数の情報伝達手段を用いまして、災害時の情報伝達に努めていきたいと考えております。</p>	
8	<p>「社会福祉協議会への人件費補助事業について」</p> <p>近年の社協への人件費補助金の予算額の推移をみると、平成18年度予算が前年度予算の約1590万減額の9863万となり、これは15年度補助金検討委員会や監査委員の意見を踏まえたものと考えられる。以降、20年度までは、「抑制」の条件を付せられながらも、同額の予算額が続き、21年度には約500万を減額して9300万台を維持していたところ、補助金検討委員会(2011年12月16日公表)は、当該人件費の公平性と透明性に欠ける旨の意見を提出している。それに先立ち、「財政援助団体等監査結果」(2010年7月30日)では、多額の人件費補助について、これまで「再々指摘しているように」と前置きをして「抜本的な法人運営の見直し」と「職員の意識改革」を柱とする体質改善を促している。にもかかわらず、24年度予算として出てきた数字は、「見直し中」とコメントしながらも、21年度予算9300万を踏襲しているのはなぜか。「措置結果」の「指導します」の言は、絵空事としか受け取れない。</p> <p>さらに、社協の決算報告によれば、近年の社会福祉事業における決算の収入合計額における人件費補助金額の割合は30%前後を推移しながら、福祉基金は、2億4000万円を微増し続けている。補助金の交付を受けながら、その2倍以上の基金を留保し、資産として1億3900万円台の投資有価証券を持っていることは、法人運営の見直しへの自助努力を放棄しているのではないか。正規職員の人件費全面的補助、社協職員が市職員に準ずる待遇を受けるのであれば、社会福祉事業部門は、まさに市役所自体</p>	<p>平成24年度当初予算要求に際し、佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金(人件費)については、監査委員からの指摘、補助金検討委員会での意見等を踏まえて全般的な見直しを行いました。その結果、補助対象事業の見直し等に時間を要したことから、パブリックコメントを求めるための当該予算案(案)提出時期に間に合わなかったものです。そこで、平成24年度当該補助金の上限額として、平成23年度当初予算額と同額を要求していたものです。予算案としては、事業費補助及び人件費補助を合わせた、補助額総額を削減いたしました。</p> <p>福祉基金は、市民等から寄せられた地域社会福祉の増進を目的とする寄附金を積み立てているものです。当該基金利子は、寄附の趣旨を生かしてボランティア活動を促進する事業など地域福祉の増進を図る事業に充当しています。</p> <p>なお、寄附した市民等の意向を反映させるためにも、当該基金を取り崩し、必要な事業への充当など運用方法の検討を協議してまいります。</p> <p>「法人経営の見直し」として、各種事業等の財源確保のため新規会員や法人特別会員拡大のため役職員が自治会や会社を訪問しています。</p> <p>将来の佐倉市社会福祉協議会の運営に生かすために先進の社会福祉協議会の視察や各種補助金の活用、委託事業の積極的な受託、さらには経営合理化のための組織改編、職員数の適正化、事業</p>	有

	<p>の事業にほかならず、社協の存在意義を失うだろう。人件費補助に依拠しない社会福祉法人としての法人運営に移行すべきではないのか。しかも、他の社会福祉法人と同じ立場で指定管理者制度に参入していることも、公平性の見地から合理性を欠く。その不合理を、まずは人件費補助の大幅な減額で是正すべきである。</p>	<p>運営方法の見直しなどを指導してまいります。</p> <p>佐倉市社会福祉協議会は、市内に唯一市内全域を活動範囲として、市民を対象に地域に密着した事業を展開している社会福祉法人です。しかしながら、同協議会の事業の多くは、社会福祉施設を経営する団体のように福祉サービスの対価として収入を得る事業ではありません。そこで、同協議会の、地域福祉の充実向上に資する地域に密着した公共性、公益性の高い事業に対して補助しようとするものです。今後、補助の透明性を高めるために同協議会の活動や事業について、さらなる情報公開、広報活動の強化を指導してまいります。また、将来に向けて市補助金にできるだけ依存しない法人運営が可能となるよう財源確保の研究などを指導してまいります。</p>	
9	<p>「農政課関係」</p> <p>市民が安心して暮らしていけるための最大の課題は雇用の確保・創出である。農政課が担当している農林水産業もそれを実現する為の重要な柱の一つである。今回の説明会では「耕作放棄地対策事業」のみ取り上げられたので、取り上げられなかった事業も含めて意見を述べさせていただきます。</p> <p>農政課所轄の事業は、経常経費に属するもので13事業、臨時経費に属するもので12事業ある。農林水産業は鉱業、製造業、サービス業などと異なり、「産業」の面と「環境保護」の面という両面の性格を持っている。佐倉市の雇用確保・創出の目的からみるとこの両方とも非常に重要である。前者は、農林水産業に携わる人の所得を支えると同時に、発展すれば新しい雇用を生み出す可能性もある。後者は佐倉市の観光を支える基本条件で、これがなければ観光を通じての雇用の確保・創出が不可能となる。</p> <p>そうした目で所轄の事業を見ると、農林水産業を活性化する方向性、理念、情熱が残念ながら全く感じられない。それどころか従来から行ってきた事業の継続のみにしか見えない。農政課全体が自分たちでは何も変えられないし、継続しておけば誰からも非難されないと諦めているのではないか。確かに農政課の課員は農水省でもないし農林水産業者でもない。しかし全体の奉仕者である公務員として、そうした人々に必要な助言と政策を立案する責務があるのではないだろうか。そこで具体例で以下意見を述べる。</p> <p>A. 新規就農者支援事業</p> <p>一人当たり15万円を支出する予算を組んでいる。まず新規就農者は過去の数例からみてどのような人なのかを確認したい。もし実家が農家であったのなら、15万円でもよいかもかもしれないが、全く農業に無関係だった人であったら、この金額</p>	<p>A. 新規就農者支援事業</p> <p>新規就農者支援事業における新規就農者は、平成21年度1件、平成22年度3件です。</p> <p>この新規就農者の方々は、実家が農家という方もいますが、基本的には、初めて農業をされる方々となっております。</p> <p>新規就農者支援事業では、新規就農における農業機械及び資材購入等の補助として、1件当たり150,000円を補助しております。</p> <p>また、農地を借りる場合の補助として、耕作放棄予防対策事業により、10a当たり15,000円を3年間補助しております。</p> <p>次にインターン制度については、佐倉市では、事業を実施しておりませんが、研修生を受け入れしている農家があり、この農家の研修生から3件新規就農されているところです。</p> <p>就農支援を含め就農後のフォローアップについて、平成23年7月1日に新規就農者により設立しました「佐倉市新規就農者の会」との意見交換を踏まえて、支援内容を検討していきたいと考えております。</p> <p>B. 林業について</p> <p>市内には現在山林が面積で約2,016haありますが、山林所有者が主たる業として林業を行っている方はございません。農業との兼業で間伐等の作業で発生する廃材木を自己利用している方、会社等の休暇を利用し下草の手入れを行っている方の他は放置状態です。理由としては、国内生産の木材単価は、輸入木材単価に比べますと高額となり、資材として使用する業者が少ないためです。</p>	無

<p>で何が買えるのか？この金額は、就農時の短期的な生活補助費か？それとも機械を買うときの補助か？それとも土地を借りるときの補助か？</p> <p>全く農業に無関係だった人が就農するケースを前提とする場合、インターン制度の設立がかなり役立つと考えるがどうか？そのためには、受け入れ農家が必要となる。その為の制度設計と同時に補助(受け入れサイドとインターンの両方)が必要となるであろう。</p> <p>インターン終了後、土地の貸借、購入、機材の準備などにもそれに対応した政策が必要なのに、そのような事業も見当たらない。また就農後のフォローアップの政策も事業も見当たらない。この典型的な例が毎週水曜日に「お囃子館」の前で開催されている新規就農者を含めた朝市に、市としての何の広報活動もしていないことだ！市の広報誌にもホームページにも載っていない。</p> <p>東京近郊の佐倉市で新規就農者が成功すれば、大ニュースとなり、非常に大きな宣伝効果を生む。そうしたことが継続すれば、従来の就農者と彼らが組んで新たな所謂「6次産業」を産む可能性が大となる。副次的効果として、耕作放棄地も減少するであろう。そうした視点で新規就農プロジェクトを考えられないものか？</p> <p>B. 林業について</p> <p>今回説明会で全く言及がないので、基本的な数字について不明である。それ故私の意見が妥当であるか分からない。しかし、従来から気になっていることがあるので意見を述べさせていただきます。</p> <p>市内には結構森林があちこちにあるが、「市民の森」以外はほとんど荒れ放題となっているのが実情である。荒れていること自体を素晴らしい自然だという観点もあるので、一概に問題であるとは言えないかもしれない。しかし林業従事者や所有者の立場から見れば全く違うであろう。</p> <p>農政課の事業には森林や林業に関連するものが複数存在する。しかし合計しても大した金額でない。まず確認したいことは、森林に関連する人数はどれくらいなのか？「市民の森」の管理状態をみると結構いるように見える。しかも森林の維持管理の技術は一定の水準に達しているように見える。もし数10人森林関係者がおり、彼らが森林に展望を持ちたいと考えているなら、林業活性化の方策として以下のような方法がある。</p> <p>1) 薪やバイオチップなどのバイオマス燃料の利用促進。</p> <p>農家など大型家屋や薪暖炉利用できる可能性はどうか？更に、今回のような大災害があると電気の利用が制限される可能性がある。その場合、薪ストーブや薪チップストーブは有効であったことが証明された。そこで公共施設に暖を取るためそれらの機器と薪や薪チップを用意するというのはどうか？</p>	<p>ご提案のバイオマス燃料の利用促進ですが、市内でも住宅の建て替えやリフォーム時に薪暖炉を設置する家庭が増えていると聞いておりますが、公共施設へ設置が出来れば、学校、公園緑地や街路樹等の維持管理で発生いたします樹木の枝等の処理や、市内の山林で生産された薪の購入にも貢献出来ることとなりますが、設置する施設の選定や、購入価格、維持管理費の比較検討のほか施設を利用する市民の皆様の理解を得ることが必要と考えます。</p> <p>次に、常任委員会での質疑ですが、市では、市民の憩いの場としまして「佐倉市民の森」面積約24.8ha(内市有地約8.1ha)、地権者30名(市含む)を設定し、散策などの場としまして開放しております。</p> <p>管理については地権者11名で組織しております佐倉市民の森管理組合へ年間管理として伐倒、枝打ちや、草刈を委託しておりますが、組合員の高齢化が進んでいるのが現状です。</p> <p>次に、林業の展望ですが、当市は首都圏40キロ圏内の好位置にあり、兼業農家が大半を占めるなかで、森林を適正に管理することは非常にむずかしく、また、平地林が少なく斜面林が多いことから経費的にも採算が合わないことと、薪のある生活になじんでいないため林業への就業は進まないと考えております。</p>
--	---

	<p>2) 今年の常任委員会で、記憶違いでなければ「草ぶえの丘」で木を伐採するのに200万から300万円の予算が議論された。市の予算を使用するならば指定管理業者である山万の子会社が業者を選定するのではなく、森林整備の一環として林業関係者の事業として予算化するのが望ましい。そうすれば林業関係者にとって朗報になるだろう。更に言えば、草ぶえの丘の指定管理業者に彼らを採用するほうが街づくりにも役立つと考える。しかしこれは問題の解決にはならない。</p> <p>3) 最も基本的な問題は、佐倉市の林業関連者の基本的なデータと関係者数及び佐倉市自体が林業についてどのような展望を描いているのということである。こうしたことが明確化されれば、事業化の検討が可能になる。</p> <p>関連基本データが不明なので、これ以上の意見陳述は意味がないと考える。よって、ここで筆を擱く。</p>		
10	<p>「産業振興課－観光関連事業」</p> <p>当該課が観光関連で挙げている事業は経常経費に属するもので「観光振興一般事務費」、「観光施設維持管理費」、「観光協会等支援事業」、「観光広報事業」など少なくとも4事業ある。他方、臨時経費に属するもので「観光イベント事業」、「観光情報発信事業」、「シティセールス事業」、「観光資源創出事業」、「観光おもてなしガーデン設置事業」など少なくとも5事業ある。合計すると9事業ある。今回当該課が取り上げたのはこのうち臨時経費に分類されている3事業であった。</p> <p>私は、佐倉市に雇用をもたらすための柱の一つとして観光事業に力を入れるということには賛成である(もちろん観光だけでは雇用の大幅確保・創出は望むべくもないが)。それ故、説明された3「事業」なるものがだめだということではなく、この様な形で毎年似たような金額が、固定化されたことのように支出されていること、しかも10年たって何も変わっていないことにどうして気付かないのかということが問題である。私が佐倉へ来てから約20年経つものだから、20年間似たように支出されてきたのだろう。これらの事業費を足し上げて20年間を掛けてみて欲しい(中には20年前にはないものもあるが、第3次総合計画も第4次総合計画も大筋では変化なし)。今年の合計は85,605千円、つまり八千万円以上の金を「観光」という大分類に毎年投資し、過去10年では約八億円になるということであり、20年間では十六億円！にもなる。</p> <p>これだけの投資支出をした佐倉市の観光事業を第4次総合計画で見直す時どのようなレビューをしたのだろうか？結局は第3次と同様な事業計画で進んでしまっているのが現状である。今と同じ流れで行くと、今後の10年間も約八億の投資支出をしながら、現在と殆ど何も変わらない未来があることになる。本当に悲劇的といえる。</p>	<p>観光という言葉には、「余暇活動(非日常)の中で、触れ合い、学び、遊ぶ」という側面があります。その意味では、市が取り組む花火大会をはじめ各種観光事業には、市民を含むたくさんの人々に訪れていただいております、観光を楽しんでいただいているものと思っております。</p> <p>しかし、行政が行う観光推進施策には、ご提言にもありましたとおり、雇用促進を含めた観光商業等を活性化することもまた、目的にあるものと思っております。観光に係る事業の実施にあたっては、これまでも佐倉商工会議所や佐倉市観光協会とも連携しながら行うことを心がけておりますが、効果的かつ効率的に成果が得られるよう、事業のあり方も含めて工夫してまいります。</p> <p>また、具体的に例を挙げて意見のありました「産業まつり」への新規就農者の参加や、佐倉フラワーフェスタにおける観光分野の取り組みについては、意を用いて行ってまいります。</p> <p>観光協会については、情報発信や独自に取り組む事業につきまして、さらに積極的に取り組むよう要請してまいります。</p>	無

<p>蔵市長が常々言うように佐倉市の職員に能力の問題がある、とは思わない。格別天才的とは思わないが、私と同様の洞察力や思考力があると考えている。それ故、この様なマンネリともいえる状態を産業振興課の課員全員が容認しているとは思えない。おそらく意見を述べ合う環境がないのかもしれない。そこで私の意見を以下述べさせていただきます。</p> <p>A. 観光に関連する事業を全て洗い出す。このとき産業振興課が現在管轄している事業のみという狭い枠では従来と同じ過ちに陥る。例として複数上げる。</p> <p>最初は、産業まつりである。この事業は「市内商工業者啓発事業」となっており、あたかも観光と関係ないような事業名が付いている。産業まつりは立派な観光である。本来であれば佐倉市に「おいしいもの」や「買いたいもの」がたくさんあり、佐倉市民だけでなく、他市の市民にも来てもらうのがこうした投資の目的ではないのか。これも従来型思考の弊害といえる。出展参加者も従来の枠にとらわれず、新規就農者にも場を与えるべきと考える。</p> <p>次は「佐倉草ぶえの丘管理事業」、「佐倉草ぶえの丘整備事業」、「佐倉フラワーフェスタ事業」などである。これらは農政課管轄の事業となっており、観光とは無関係とされているようだ。しかしながら、草ぶえの丘は何のために設立し、維持管理しているのか？佐倉市民に対する自然と体験農業の場の提供であると同時に、他市の市民にも同様の機会を提供する場であるはず。これはつまり観光に他ならない。フラワーフェスタは読んで字のごとく観光そのものではないか。</p> <p>市管轄のこうした事業全部に、市内にある観光資源を全てピックアップして、市民と行政による仮称「雇用を生み出す観光事業検討市民会議」を立ち上げてはどうか。これが第1の提案である。</p> <p>B. 観光協会のあり方見直し</p> <p>上記1. で述べたことと関連するのが観光協会のあり方と活動内容の見直しである。市の外郭団体だから何もいえないというのなら、一切の補助金の支出を停止すべきである。補助金を出す以上、きちんと仕事をしてもらわなければならない。</p> <p>昨年書いたが、観光協会のホームページそのものに魅力もなければ、人をひきつけようという工夫もない(昨年から何の変化もない)。各種のイベントがあるときにはホームページのトップに昨年度の当該イベントの短い動画を入れるべきである。組写真もなければ動画もないのは現代のホームページとしては非常に遅れている。本当に仕事をする気があるのか疑わしくなる。</p> <p>更に述べたいのは、何か1.で提案した様な各種提案などがあるのか？もしくはそのようなことを市に働きかけてきたことがあるのか？今年の補助</p>	
---	--

	<p>金見直し委員会のコメントでも商工会議所同様、観光協会にも厳しい内容が指摘されている(それでいて継続というのが問題だが)。産業振興課が接点である以上、もっと彼らに課題を与えるべきである。他にもっと述べたいことがあるが、あまり話題を広げると焦点がぼけるので、観光関連事業についてはここで筆を擱く。</p>		
11	<p>「観光イベント事業、観光資源創出事業」 (別表②No.11意見)</p>	<p>観光農園を含む農業観光の取り組みについては、受け入れ先となる農家の確保等の課題とその対応策等につきまして、関連部署とも連携して研究してまいります。</p>	無
12	<p>「経費削減について」(観光) 観光イベント事業は廃止されたい。55百万円(さくらまつり、チューリップまつり、花火大会、時代まつり等)は半減されたい。特に中途半端な「花火大会」は中止せよ。</p>	<p>ご意見として受け止めさせていただきます。今後とも各イベントが効果的かつ効率的に実施できるよう取り組んでまいります。</p>	無
13	<p>「産業振興課－産業振興関連事業(説明会では提案事業の中になし)」 観光関連事業でも述べたが、市民が安心して暮らしていけるための最大の課題は雇用の確保・創出であり、それを実現する柱の一つとして市内事業者数の増加と発展が不可欠である。現在の日本で最大の課題が雇用である。佐倉市も例外ではなく、この問題は今後10年以上最大の課題であり続けるであろう。ところが今回の説明会ですっぱり抜けてしまっているの、意見書として提出させていただく。 当該課が産業振興関連事業として挙げているのは、経常経費分類で「中小企業支援事業」、「商工振興一般事務費」、「商業・工業団体育成費」、「伝統産業保存育成事業」、「職業能力向上支援事業」、「中小企業退職金共済掛け金補助事業」など6事業である。他方、臨時経費分類では、「中小企業代位弁済損失補償」、「産業振興ビジョン推進事業」、「企業誘致事業」、「起業支援事業」など4事業である。合計金額が経常経費で5千8百万円、臨時経費で1億4千3百万円である。これらの事業の中で最大の支出項目が「企業誘致事業」の1億3千8百万円である。 課員の説明によると、もともとリサーチ・パークへの誘致で始まったのが、H16年度から市内の他の工業団地にも適用を拡大したということである。ここで疑問なのは、この制度の下H16年から今日まで全工業団地でどれだけ企業が進出し、どれだけ撤退したのかの本格的な議論が本会議でも常任委員会でもなされてないことである。私の知る限りでは、大規模な企業の撤退は「日立」と聞いている。また進出は「QVC」1社と聞いている。まずこの事実を確認したい。 次に確認したいのは、清友会が企業誘致の件で度々市長を迫っていたが、最終的には市長自らの力で呼び込むのではなく、経産省から人を呼んで来てお願いすることになったようだが、</p>	<p>企業誘致事業に関しては、平成16年度から平成22年度の7年間に9社に対して、固定資産税及び都市計画税相当額を、それぞれ5年間で期限として助成しています。敷地内の緑化や地元雇用に対する助成金など合わせますと、総額で4億6700万円余りを助成しています。この効果としては、優良企業9社が立地されたことにともない、法人市民税の収入や助成期間終了後の固定資産税など合計で4億4000万円程が収入されています。また、雇用に関しては、9社合わせて1,128名(内市民の雇用384名)の雇用が創出されています。 企業誘致については、他の市町村においても税制上の優遇措置制度等を設けるなどして、企業の立地を推進しています。優良企業が市内に立地されることによって、雇用の創出をはじめ税収の確保、産業の振興が図れるという利点があり、佐倉市としても今後とも重点的に取り組んでいきたいと考えています。 ご提案、ご提言のありました事項については、事業を実施する際の参考とさせていただきます。 なお、日立製作所佐倉工場の撤退は平成13年であり、当時の市内在住従業員数は約180名でありました。 また、QVCの立地による市内在住者の雇用は、平成23年4月1日現在160名となっています。 中小企業に対する支援といたしましては、佐倉市中小企業資金融資条例に基づく融資を行っております。また、この制度を利用して事業資金の貸し付けを受けた企業の金利負担を軽減するため借入利息の一部を助成しております。</p>	無

理事就任後何件の企業が進出及び撤退したのか確認したい。

大規模企業の進出は佐倉市の雇用にとって望ましいことなので、「企業誘致事業」そのものに全く反対はしないが、雇用の質はどうなのだろうか？QVCのほとんどの職種は非正規雇用であり、パートのようなものが多い(QVCのホームページ参照)。しかも給与は低く、年俸制で200万円前後且つ何の手当でもない(これと比較されると市長を含め市の職員は高給取りと非難される可能性大！)。もちろん佐倉市が私企業の雇用関係に口を挟めないことは承知している。

関連して確認したいのは、H16年以降、従来から佐倉市内に存在していた事業者が何件起業、撤退または廃業したのか？その数を知りたい。彼らから納付されていた固定資産税や法人住民税(零細の場合はそれ相当部分)はいくらだったのかも知りたい。

ここで付け加えたいことは、誘致事業で返還した固定資産税等相当分は、機会損失となり、永久に補填されることはないということである(その点で市長以下の第6年目から約3億円が入ってくるからいいというのは、理論上大きな間違いである)。

なぜ上記のようなことを尋ね、指摘するのかというと、佐倉市の産業振興政策全体は企業誘致に厚く、規模の小さい従来型の市内事業者に冷たいのではないかということが言いたい為である。

私がリストアップした当該課の産業振興関連事業をよく見てほしい。市内業者の大多数を占める中小・零細業者の企業力育成・強化策はほとんど見当たらないし、あっても金額がとても小さい。これでは佐倉市内から事業者は消えるだけで、増加することも企業力アップも望むべくもない。ちなみに、職業能力向上支援事業は70万円に満たず、しかも援助対象は木工のみ？木工を援助する必要はないとは言わないが、業種としての木工は一体何件あるのか？その対象者は何人か？この事業は本当にまじめに考えたものなのか？？？

既存の中小・零細企業に対してだけでなく、新たな起業に対してもっと冷たい。本当に60万円で何人の起業を支援できているのか？自分たちで何か始めるときにこの金額で何ができるか具体的に考えてみてほしい。

どうしてこのような役に立ちそうもない事業を考えつくのかを考えると、佐倉市の産業振興政策において、大規模企業の誘致という概念に捉われすぎていることが考えられる。その結果産業振

興課全体のリソースの大部分(マンパワー、時間、予算)が大規模企業誘致に注入される。ごく最近経産省から招いた理事では役不足と考えたのか、市長は企業誘致を主とする副市長の導入まで提案している。大規模企業の誘致は、現在の日本で成功確率が極めて低く、コストが膨大であるのは周知の事実。市長の旧来型思考が現代日本の常識から外れているばかりか、産業振興政策全体に歪みをもたらしているのかもしれない。その結果、中小・零細企業の育成・強化にはほとんど金もマンパワーも時間もかけないのではないかということに行きつく。市内事業者の育成・強化は、市内の雇用環境を改善するだけでなく、市民の生活に多大な便益を齎す。大企業誘致にかけているリソースをもっと減少させ、その分のリソースを市内事業者の育成・強化および起業に振り向けることを提言したい。

いくつかの案を以下列記する:

1) 上下水道、公共施設を初めとするインフラ・ハード更新が今後長期にわたり必要となる(市民生活に直接影響する)。まず関連する業種の市内業者のリストを作成する。次にハード更新に必要な知識、能力、技能、コンピテンスのリストを作成する。このリストを市内業者に提示し、必要な訓練項目を書き出してもらおう。県などとコーディネートして必要な職業訓練を受講するよう助言する。できれば三分の一くらいの訓練補助費があるのが望ましい。結果として彼らの仕事遂行力が向上すれば、雇用が増え、住民税、固定資産税を納められるようになるだけでなく、災害時に行政を援助することができるようになる。市内に重機類がなければ、災害復旧時他所からの援助を待つのみとなる。

2) 市民が住宅リホームを市内業者に安心して依頼できるようにする。市内には約3万戸の一戸建てがあるとすれば、10年強で屋根・外壁の手入れが必要となり、20年強でかなりの大規模リホームが必要となる。この前提に立つと年間30億～60億円のマーケットが存在している。この市場を市内業者が獲得するためには何が必要か? 大規模住宅開発で入居した人々(私を含め)は、大手不動産から購入している。そのため地元業者がどのくらい信用できるか、技術はどうか、クレーム時にはどうなのか、など不安、不明なことが多い。そこで佐倉市がこうした不安解消のための業者間(協同組合も含め)による信用制度または保障制度の設計を手助けする。更に、あらゆる機会を捉えて、市広報、ホームページなどで市民に市内業者利用の案内をする。こうすれば多くの建築関連零細業者や請負業者は仕事が確保でき、国民健康保険、住民税、固定資産税の滞納が減少する。

3) 商店街の再活性化に対しても、複合的、総合

	<p>的な視点が必要である。観光事業はそれ単独では単に観光客数を増やすだけで、市内に経済的便益をもたらさない。観光事業を市内雇用の創出の柱の一つにするのであれば、それに対応する政策を考えださなければならない。例えば佐倉城址、武家屋敷を中心とした新町、栄町の商店街再活性化には、まずその目的に対応したマスタープランの作成が必要である。この為には、産業振興課－観光関連事業で述べたことと関連するので、そちらを参照してほしい。勿論この方法は臼井地区にも志津地区にも適用できると考える。</p> <p>起業についても意見があるが、これ以上各論に入ると焦点がぼけるので、この辺で筆を擱く。</p>		
14	<p>「企業誘致に対する意見書(要回答)」</p> <p>産業誘致のため 中央官庁からまたCareer官僚を呼ぶ話があるが 現出向理事が出来無かったもの。人が替わっても時代的に土台無理である。即ち①輸出産業は 円高で海外進出を図るし ②国内産業は人口縮少で これから国内に態々工場等をつくる 新規投資の企業は皆無であり 例外的に在ったとしても 川崎、相模原市のように 長年誘致経験と制度整備の大都市に奪われるのはオチで 始めから結果は分かっており 無駄な努力はすべきで無い。出向期間総経費面からも全く割に合わない。</p>	<p>生産労働人口の減少とともに超高齢化社会の時代の到来にありながらも市民の福祉の増進を維持・向上させていくためには、優良企業誘致施策を積極的に推進し、企業立地による税収の増加と雇用の確保を図ることは、市として積極的に取り組むべき施策であると考えています。</p> <p>他市町村が取り組む企業誘致施策に十分注視するとともに、佐倉市独自の企業誘致施策の優位性を明らかにして、既存企業や他の機関(国、県)とも十分連携して取り組んでいくことが、立地希望企業側の評価に繋がっていくものと考えています。</p>	無
15	<p>「放射性物質対策事業」</p> <p>除染等の費用に市民の税金だけを使うのではなく、原発事故を起こした東京電力にもそれなりの負担を求めてもいいのではないかと思います。確かに福島県の人々に比べれば佐倉市の被害の程度は小さいでしょう。しかし佐倉市民も放射能汚染という不必要な社会的不安を受けた被害者だと思います。したがって、約6000万円かかるこの事業のうちいくらかは東電にも負担していただいても良いように思います。</p>	<p>佐倉市では独自に放射線量対策目標値を1時間当たり0.223マイクロシーベルトと定め、対策目標値を超過した施設の除染を進めております。</p> <p>佐倉市では、平成23年12月28日「放射性物質汚染対処特措法」の汚染状況重点調査地域に指定されましたことから、国の補助対象要件である1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が確認された施設の除染に要する費用は、原則として国から補助が受けられます。</p> <p>国の補助対象要件に合致しない、佐倉市独自に定めた対策目標値を超過した施設の除染にかかる費用部分については、東京電力に負担していただくべきものと考えております。</p>	無
16	<p>「放射性物質対策事業について」</p> <p>事業概要書のシートに予算説明会の資料により事業内容がややわかりやすくなった。事業費の内訳で種々の測定器の保守点検委託料、緊急時の測定委託料などの概要もわかるが、最も金額の大きい除染工事が60,123千円のみ記載で、その内容が不明である。この予算が妥当であるか否かの判断材料は皆無である。市民には、よりわかりやすい説明の記述があつていいのではないかと。</p>	<p>平成24年度における放射性物質対策事業については、放射性物質の低減により市民の不安を解消し、安全・安心なまちづくりを目指すことを目標に、予算案の作成を行いました。</p> <p>既に今年度(平成23年度)において、放射性物質対策事業として、測定結果に基づき作成した除染計画に掲げる対象施設については、各施設において放射線量の低減を目的とした対策工事等を行ってお</p>	無

	<p>現に、担当課に問い合わせたところ、この6000 万余は道路側溝除染工事にための予算であると明言していた。市による放射線量測定は、教育施設、公園などの測定が何度かされていたが、道路側溝の測定は 11 月に入って本格的に実施された。早くよりその数値の高さが予想され、市民による測定でも、現実にかなり高い数値を示していただけに、その測定と除染の必要性、緊急性が市に求められていた。そうしてようやくの除染工事予算が計上されたのである。ならば、なぜその内容を明確に示さないのか。</p> <p>「事業の概要」「事業の目的とその効果」においても「側溝」除染の説明はどこにも見当たらない。6000 万円計上の根拠、すなわち、側溝を何か所くらい、あるいは、その距離と単価の説明がないと、判断のしようがない。また、今年度の補正予算で放射性物質対策事業予算が 1 億 3000 万ほど計上されているが、その内容の達成状況、継続性などについても、当然この事業の概要で伝えるべきことではないか。その比較も市民の判断材料になりうると思われる。記述スペースについては、十分余白があるし、今年度の進捗状況を中間報告することによって、市民の安心度も増すであろうし、来年度の事業計画を明記することによっても不安は一部解消されるはずである。その上で、初めてこの事業の予算の「概要」が見えてくる。</p> <p>12 月 19 日、佐倉市も「汚染状況重点調査区域」に指定され、来年 1 月から実施となり、放射性物質対策費は原則として国が負担することになるのだから、より詳細に、よりの確に、予算を立てる必要がある。</p> <p>今年の補正予算による除染工事の実施状況を見てみると、公的施設、公園などの再度の除染の必要性、道路側溝除染個所の拡大などが予想されるが、6000 万の積算にこれらは含まれているか否かも不明である。不足も予想されるが、どのように対処されるのか。</p> <p>いずれにしても、市民が望むのは、一刻も早い除染による放射性物質の低減と不安の解消である。</p>	<p>ります。</p> <p>予備費、補正予算で対応した、今年度の放射性物質低減工事は終了しますが、継続測定により、来年度においても引き続き対策が必要と考え、環境保全課で一括要求しております。</p> <p>保育園、児童施設、小中学校及び公園等については、今年度の当該事業の予算(補正予算の合計額)と同額である47,523千円、道路側溝については、通学路の排出汚泥が通常の産業廃棄物として処理が可能と想定し、その処分費も含めた工事費として12,600千円、合計60,123千円を計上いたしました。</p> <p>なお、状況に応じて随時(適宜)予備費、又は補正予算により対応をしていきたいと考えております。</p>	
17	<p>「放射性物質対策事業」</p> <p>食材の放射能検査を実施した結果、測定値が国の示す基準値に満たない食材のみを学校給食の対象にするので、安全・安心な食材として不安が軽減できるとの説明でした。放射能知識に乏しい一般市民の多くは、国の基準値以下であるならば大丈夫と信頼しきってしまう点に危惧の念を抱いています。</p> <p>それは、第 1 に、基準値はあくまで汚染食品を食べた場合の体内汚染による被曝を評価する場合の計算による推定値であり、人体による実証値でないことです。その上、人間の臓器の目方や臓器別の汚染の程度も人によって非常に異なり、数十から数百%の誤差があると云われていま</p>	<p>給食食材の放射能測定についての今後の対応ですが、4月以降新たに食品に係る放射能の規制値が改定される予定です。</p> <p>佐倉市ではこれまでと同様に、給食で規制値を超えた食材が使われることの無いように、導入する食品放射能測定システムにより食材の検査を行うことなどにより、食材の選定に十分注意を払い、安全安心な給食の提供に心がけてまいります。</p>	無

	<p>す。</p> <p>第2に、計算値は1年間当たりの累計シーベルトで表示されております。「生物への影響度合いシーベルト(Sv)は、1秒間に崩壊する放射性物質の原子数(Bq)に、生物に吸収されるエネルギー(Gy)を掛け算して求められています」。ここでの注意点は、ベクレルをシーベルトに換算する「実効線量係数(mSv/Bq)」ベクレルは、放射性物質と年齢別に分けられていますが、人間には約100才の年齢差があるのに対し、2段階(放射性物質を取り込んだ後、成人は50年間、乳児では70年間)という年齢格差が大きすぎる点にあります。</p> <p>第3に、線量計の各種測定値を公表する際には、その数値が算出される過程に潜む課題を市民目線で理解しやすい形で付加して説明することが大切です。とりわけ、広報される値には十分留意され数値のみが一人歩きして執拗に安心又は不安に惑わされることのない配慮をお願いします。今後の対応策につきご見解をお聞かせください。</p>		
18	<p>「岩名運動公園拡張整備事業」</p> <p>説明会において私が質問したことに対し、きちんとした数字の回答がなかったので、改めて回答をお願いしたい。</p> <p>1)当初予算額とその内訳、完成予定までの最終予算案とその内訳</p> <p>当初は5年間で完成の予定であったが2年ほど延びてしまった。そこで当初5年間の予算額総額と佐倉市と国の補助別金額をまず知りたい(私の記憶では全体で7億円位で、国などから2分の1の補助であった)。次に、今回の予算も含め最終的な予算全体がいくらになったのか、そして市の持ち出しがいくらになり、補助はいくらになるのか?</p> <p>2)岩名運動公園の陸上競技場の稼働率。</p> <p>平日はどうか?祝祭日はどうか?</p> <p>担当課長の答えは数字ではなく、使われていますということだけで、これでは禅問答だ。きちんとどれくらい使用されているのか数字で示すように。</p> <p>3)市内のラグビー人口と試合数</p> <p>担当課の回答では1,500人いると言うが、年齢構成はどうか?常時活動しているのなら、どこで活動しているのか、具体的に教えて欲しい(調査しに行く予定)。陸上競技場のフィールドが使えないくらいたくさん競技を行っているのか?市内年間のラグビー試合数を示してほしい。また陸上競技場がその時どうして使用できなかったのか、その理由も知りたい。</p> <p>周知の通り、ラグビーの競技人口はこの10年くらい急速に減っており、ピーク時の7割にも満たない。それ以上に悲惨なのは、観客数である。今</p>	<p>1)当初予算額とその内訳、完成予定までの最終予算案とその内訳</p> <p>当初の都市計画事業認可では、事業費総額を740,000千円としておりましたが、実施設計の結果、平成18年に認可事業費総額を927,403千円に変更し、市負担額が414,000千円、国の補助金(交付金)が513,403千円としております。完成は、水田跡地の軟弱地盤対策に期間を要したことから、当初の事業期間を延伸し、平成26年度の完成を目指しています。今後の主な工事は、平成24年度はグラウンド表層舗装・防球ネット工事、平成25年度は駐車場工事、平成26年度は管理棟(トイレ)建築工事を予定しています。</p> <p>2)岩名運動公園の陸上競技場の稼働率</p> <p>岩名運動公園の陸上競技場インフィールド(芝生部分)の利用は年間約30件、土日祝日の利用が主となっています。陸上競技場全体での利用は、年間約2,888件(平成22年度)で、土日祝日の利用は平日と比して5割程度多い傾向にあります。</p> <p>陸上競技場インフィールドの利用現況としては、天然芝の特性上、利用制限期間を設けざるを得ないこと、サッカーの公式競技のサイズ(105m×68m)が確保できないこと、さらに、ラグビーゴールの設置ができない等の施設の要因に加え、市内のマラソン・ランニング人口の動向により、陸上競技の利用が優先されるなど、多目的に利用できる余地が少ないことが挙げられます。</p>	無

	<p>やピーク時の半分くらいがやっただ。この計画が立ったのが7年ほど前だから、まさにピークから急落している時であり、時流に逆行した愚かな事業だったと言える。説明会の時にも述べたが、引越してきた20年ほど前には、佐倉高のラグビー場の坂を散歩していても結構活発な掛け声が聞こえていたが、数年もしないうちに全く聞こえなくなった。市内の公園や校庭でもラグビーで遊んでいる子供や大人をも見たことがない。</p> <p>4) 出来た後のフォローアップをどう考えているのか？</p> <p>建設中の競技場を廃止しろというのは今や難しい。あとは現存の陸上競技場を含めラグビー場がどのように稼働率を上げていくのかが気になる。私の見る限りでは夏休みを含め現存競技場は殆ど使用されていない(岩名プールに時々行っている)。今回新たにラグビー場が加わるのだから、完成時の年間使用予定のタイムスケジュールくらいは考えているであろう。その具体的な内容を示してもらいたい。</p> <p>最後に言わせてもらおうが、必要なものをつくることに異存はない。不必要なものは、国なり県なりが補助を与えてくれても造るべきではない。保育園も足りない、特養も足りないのだから、造るならそのような緊急に必要で、街づくりに役立つものにまずすべきである。</p>	<p>3) 市内のラグビー人口と試合数 4) 出来た後のフォローアップ</p> <p>岩名運動公園拡張整備事業の目的としては、まず、市に施設がないことによって不便を生じている現状を改善することが挙げられます。現在、佐倉市内ではサッカーに代表される屋外型団体スポーツを行える場の絶対数が不足しており、他市町村の施設を利用せざるを得ない場合が多く、市内施設を確保出来た場合であっても、前日の雨天により中止となるケースもあります。このことから、市民誰もがいつでも快適に利用できる施設の整備が求められています。</p> <p>また、気軽にスポーツを楽しむことのできる場が整備されることにより、子どもからお年寄りまで、生涯を通じて体を動かす楽しみを味わい、心身の健康を保つための一助となること、さらに、スポーツを通じた市民相互の連携深化の場として、市外からの利用も加え、新たなコミュニティの場が創出される等の効果が期待されます。上記の目的により、岩名運動公園に新設されるグラウンド(1面)の位置付けとしては、市内唯一の運動公園に、少なくとも市町村レベルの試合が行い得る規模のサッカー・ラグビー兼用球技場を整備することを基本とし、市民の多様化するライフスタイルに合わせ、グラウンドゴルフなどに代表される他の屋外団体スポーツ等、様々な利用方法を想定することとしております。</p> <p>ラグビーの競技人口については、市のラグビー協会からは1,500名と伺っていますが、常時活動している人数としては、県立佐倉高校ラグビー部のほか、主に上座総合公園を利用されている市内小中学生向けラグビースクール等があります。新たに整備されるグラウンドについては、事業目的に照らし、競技人口の多いサッカーのみならず、ラグビーなども行うことのできる幅広い利用目的を想定すべきと考えております。</p>	
19	<p>「平成24年度当初予算編成に係る公開説明会において{ブース3}産業都市基盤の説明資料P112.113にある建築行政適正化支援事業の建築行政支援システム構築委託料について質問します。」</p> <p>1. 建築確認等データ化の連携を図るシステム構築について 建築基準法道路関係規定運用指針の解説(平成19年7月国土交通省発行)の23ページに特定行政庁は、指定道路に関する情報について道路情報データベースに入力、蓄積と書いてありま</p>	<p>1. ご指摘の建築行政共用データシステムは平成22年度から試行運用されております。同システムは全国一律運用であることや、データ量が多く非常に重いためアクセスが集中した場合に非常に使用しづらい旨の報告がされており、日常業務に支障をきたす可能性があります。</p> <p>また、当市では道路の判定に際しては建築確認の履歴や建築計画概要書のデータが不可欠と考えており、これらと指定道路システムとの連携が必要となります。</p> <p>建築行政共用データシステムはそれぞ</p>	有

	<p>す。</p> <p>今回佐倉市で構築しようとしているシステム(財)建築行政情報センターが、国の補助を100%受け構築したものを実施した上で特定行政庁に無償配布と書いてあります。従ってそれを使用すれば新たにシステム構築することはないかと考えられます。参考に上記の事が書いてある資料の写しを同封いたします。</p> <p>※建築基準法道路関係規定運用指針の解説平成19年7月国土交通省 【参考】道路情報登録・閲覧システムの整備について</p> <p>(1)目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定道路に係る情報を適正に管理し、建築行為を行おうとする者等に対して正しい情報を迅速に提供するとともに、建築主事や指定確認検査機関による円滑な建築確認審査等を行えるようにするためには、道路情報のデータベース及び閲覧システムの整備が不可欠。 ・ このため、平成19年度から3ヶ年の計画で整備する建築行政共用データベースの一部として、道路情報登録・閲覧システムを整備。 <p>(2)道路情報登録・閲覧システムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁は、指定道路に関する情報について、道路情報データベースに入力、蓄積。 ・ 入力された情報は、GISシステムにより地図上に表示させるとともに、インターネット上で全国どこからでも閲覧が可能。 ・ 建築行政共用データベースの本体とリンクすることにより、例えば建築確認の位置を地図上に表示させることが可能となるよう検討。 <p>※ 当初システムの整備は、国土交通省の補助(10/10)を受け、(財)建築行政情報センターが実施した上で、各特定行政庁に無償配布。</p> <p>2.電子地図の作成</p> <p>システムに取り込むために作成するのはごもっともと思われるのですが、発注方法としまして、プライバシーマーク、I.S.O等取得した業者しか参加出来ない、一般競争入札で実施するとの事ですが、そのような縛りをかけると、県内、市内業者で参加出来るのは、ごくわずかだと思います。資格を取得した業者が落札しても実際作業をやるのは下請等だと思われるので果たして個人情報を守れるかどうか疑問です。市から資料を持ち出さないで、市の庁舎内で作業をすれば完全に個人情報を守られると思います。</p> <p>そうすれば、縛りをかける事なく市内、準市内、県内業者が入札に参加出来ると思います。</p> <p>地元業者を育成する為に、是非ともご検討して頂きたいと思います。</p>	<p>れが独立したシステムであること、全国一律で運用されることから、カスタマイズする為には別途多額の費用がかかるため、佐倉市独自のシステムを構築しようとするものです。</p> <p>国の提供するシステムは、「台帳・登録閲覧システム、通知・報告システム、道路情報登録閲覧システム」のそれぞれが独立したシステムとして運用されていることから、それぞれのシステムの連携を図るためのカスタマイズは可能ですが、カスタマイズには高額な費用がかかることや、国は各特定行政庁ごとにカスタマイズは考えていないことから、現実的にカスタマイズは難しい状況です。</p> <p>「(財)建築行政情報センターが、国の補助を100%受け構築したものを実施した上で特定行政庁に無償配布と書いてあります。」とのご指摘ですが、確かにシステム開発費はかかりませんが、それぞれのシステム使用料はシステムごとにデータの量(従量制)に応じて(財)建築行政情報センターへ支払うことになっております。システム利用のためのデータ作成料はシステムを独自開発した場合と同額程度となり、使用料が各システムごとに発生するため、独自システムの維持保全料とはほぼ変わりません。</p> <p>2. 平成24年度は予算計上を見送っております。今後、予算化した場合は、佐倉市の発注基準による発注を考えております。</p>	
20	「A. 志津コミュニティーセンター管理運営事業に対する意見」	指定管理者選定の審査については、指定管理者審査委員会における会議や	無

	<p>「B. 市民公益活動サポートセンター管理運営事業に対する意見」</p> <p>1. Aについては44,014千円、Bについては14,921千円の指定管理者に対する委託料が自治人権課から要求されている。しかし、さる11月議会の総務常任委員会(2011年12月12日開催)でこれら2件に係る議案が審議されたのを傍聴したところでは、担当課(資産管理経営室)の説明では、2件とも事業者の選定を審議した指定管理者審査委員会において応募者から提出された事業計画書本文が開示されなかったとのことであった。これについて、総務常任委員会で複数の委員から当該審査資料の提出を求める意見が出たが、担当課は「当該資料には応募事業者のノウハウに当たるものが含まれているため、公開していない」との説明がなされた。</p> <p>しかし、事業計画書は指定管理者選定にあたってコアとなる資料であり、その全体を開示することなしの審査は瑕疵があると言わざるをえない。したがって、こうした瑕疵のある審査による事業者選定にもとづいて要求された委託料予算は透明性に欠けている。そもそも、施設管理に係る事業において、非公開を可とするようなノウハウとは何なのか不可解である。指定管理者の選定を透明で公正なものとするため、事業計画書は公開するべきである。</p> <p>2. これら施設の指定管理者募集要領によると、市が想定する委託料(予算上限想定額)を公表し、それを下回る提案を行った申請団体が指定管理者となった場合は、その提案額をもって市が支払う委託料の額とすることになっている。となると、市が想定する委託料は委託料実額の上限値となることを意味するから、市はその金額の算出根拠の明細を示すべきところ、担当課は募集要領でも予算要求案でも1年あたりの予算上限想定額を示しているに過ぎない。これでは市民はこの予算要求額の是非について意見を述べる手立てがない。議会(予算審査委員会)は、市が想定する指定管理者への想定委託料(予算上限想定額)の算出根拠を明確にするよう担当課に求め、数千万円に上る委託料の適正性を厳格に審査されるよう要望する。</p> <p>なお、ここでは2件の指定管理者委託料を取り上げたが、その他にも指定管理制度を採用している施設がある。これらについても状況は大同小異と考えられるので、以上述べた2点を要望する。</p>	<p>会議記録の公開等を実施しており、透明性の確保に努めております。また、資料の公開については、佐倉市情報公開条例に基づき、適切に対応してまいります。</p>	
21	<p>「設備の維持管理費」</p> <p>平成 24 年度当初予算における設備の総維持補修費は読み取ることができませんでした。平成 22 年度決算資料によりますと約 413 百万円が計上されています。これに平成 23 と 24 年度分を加算した総予算の要求額はいくらになりますか。</p> <p>毎年の設備事業を計画する際は、LCC(ライフサイクル・コスト)を行い、最適化条件の検</p>	<p>維持補修費の一般会計予算総計上額は、平成 23 年度(6 月補正後)は約 472 百万円、平成 24 年度当初は約 428 百万円となっております。人件費を含めた将来の発生予想額等は算出しておりません。</p> <p>建物のライフサイクルコスト(LCC)とは、建物を設計・建設し、その建物を</p>	無

	<p>討結果に基づき予算計画が行われている旨の説明を受けています。つきまして、平成 24 年度における総額の維持管理費(職員人件費を含む)の算出内訳として、全ての既存設備を対象に当初の計画額・過去の発生実績額・当年度の発生額・将来の発生予想額に分類して内訳を提示して下さい。</p> <p>維持管理費がどれくらい将来に発生するかを検討することは、利用価値の乏しい公共設備を整備しても将来の維持管理費用が重荷になり、投資効果が大きくならないばかりではなく、マイナスになる可能性すらあります。既存設備のスクラップ・アンド・ビルドの基礎的な検討資料に供したいと考えています。</p>	<p>維持管理し、最後に解体・廃棄されるまでの生涯にかかる費用の総額のことをいいます。</p> <p>一般的に、人々の興味は、最初にかかる建設費用(イニシャルコスト)に集中しがちですが、ライフサイクルコストで考えると、その後にかかる維持管理費用等(ランニングコスト)が大変多いこととなり、3~4 倍となるものもあります。</p> <p>したがって、建物を建設する際には、このランニングコストも考慮したライフサイクルコストの考え方が重要となります。</p> <p>この考え方は、いわゆるハード面からの考え方です。</p> <p>一方で、建物はサービスを提供する「場」であるため、その施設が有効に活用されているかという問題があります。それは、ソフト面からの考え方です。</p> <p>その、ハード面とソフト面を相対的に考えようとするのが、費用対効果ということとなると思います。</p> <p>現在、佐倉市では、新規の建設工事等は、この財政状況が厳しい中であっては、なかなか事業としては発生しておりませんが、その際にはライフサイクルコストを考慮した企画・設計・施工を行っていく必要があると考えております。</p> <p>また一方で発生しておりますのが、老朽化した施設・設備の維持修繕や改修です。この際には、ライフサイクルコストというよりも、費用対効果を考え、最も安いコストで、なるべく長寿命化が図れる方法を、当然選択することとなります。</p> <p>ご指摘は、こうしたことを総合的にご理解していただいた上で、そもそも改修等の投資を行うべきか、あるいはどこまで投資を行い実施するべきかということになって来ると思います。</p> <p>この問題については、市民のサービスに直接関係する問題となっておりますので、今後、十分に、かつ慎重な議論が必要になってくるのではないかと考えます。</p>	
22	<p>「議会広報事業に対する意見」</p> <p>1. 現行では、議会最終日の本会議における委員会付託議案に関する委員長報告についての各党派・議員の賛否の討論がCATV296での録画中継では省略されています。委託料の総額を据え置くのであれば、各議案に対する採決の放送時間を省き、その分を各議案に対する各党派・議員の賛否の討論を放送するよう要望します。</p>	<p>〔議会議中継について〕</p> <p>議会議中継における「討論」の放送については、当市議会におきましても課題の一つとして認識しており、これまでも協議が行われてきた経緯があります。近年では、現行のCATV放送のほか、インターネット中継の導入が提案されるなど、「討論」の放送を含め、議会議中継について抜本的</p>	無

	<p>なぜなら、市民は各議案の議決の結果もさることながら、各党派なり議員がどのような理由で各議案に賛成あるいは反対したのかに関心を持っていますし、議会もそうした理由を添えて、議案に対する態度表明を説明する責任を負っているからです。</p> <p>2. 「事業別概要書」には、「録画中継については、現行においてCATV296を活用しているが、市民の情報収集手法が多様化するなか、その手法について、再検討する時期にきているものと認識している」との記述があります。その意味するところが明示されていませんが、インターネット中継も想定した再検討の意向を意味しているのではないかと想像されます。</p> <p>確かに、現行のようなCATV296による録画中継だけでは、平日開かれる議会を傍聴できない市民は、特定の時間帯での一回限りの放送では視聴したくてもできない場合が少なからずあると考えられます。</p> <p>そこで、次のような条件でインターネット中継を導入することにし、それに要する予算をすみやかに新規に計上するよう要望します。</p> <p>① 随時アクセスできるビデオ・ライブラリ形式にすること。</p> <p>② インターネットを利用しない市民向けに、CATVによる録画放送も継続すること。その際、再放送も行うよう、CATV側と時間枠の確保等について協議をし、これに要する予算を追加計上すること。</p> <p>3. 「需用費」2,132千円の大半は「さくら議会だより」(年4回発行)の印刷製本費で、「役務費」2,055千円の大半は新聞折り込み・配布に係る手数料とされます(「事業の概要」欄にこうした費目の内容を説明する記載が必要です)。</p> <p>これについて、「さくら議会だより」の配布について、各自治会に委託することに改めるよう提案します。理由は次の2つです。</p> <p>① 新聞を購読しない市民が増えるなか、あるいは複数の新聞への折り込みを受け取っている市民がいると考えられる中、自治会ルートでの配布に切り替えた方が多くの市民に行き渡ると同時に、重複配布をなくせます。</p> <p>② 「議会だより」は市民が選出した市議会議員の議会活動の状況を市民が知る手段であることから、無償で配布に協力するのが道理と考えます。そうすれば、各自治会への配送に一定の経費を要するとしても、現在のような新聞折り込み方式と比べ、経費を半額以下に縮減できると考えられます。</p>	<p>に見直す必要があるものと認識しており、議会改革推進委員会などにおいて引き続き協議し、議会内部のコンセンサスを図り、多くの市民の皆様にご理解いただける視聴環境を整えていきたいと考えております。</p> <p>[市議会だよりについて]</p> <p>市議会だよりについては、現在、新聞折り込みによる世帯配布、ホームページへの掲載のほか、新聞未購読世帯に対しましては、当該世帯の希望により個別発送するなど、一人でも多くの市民に、迅速に行き渡るよう努めているところです。ご提案の自治会等への委託については、全世帯に到達するまでの時間や自治会未加入者対策に加え、全世帯配布となりますと、自治会によりましては、相当程度の部数を処理していただくこととなり、自治会役員等の負担が増えるなど、整理すべき課題も多く、新たな経費の発生が想定されますことから、現在のところ、配布方法の変更は考えておりません。</p>	
23	<p>「議員報酬及び活動事業に対する意見」</p> <p>議員報酬及び活動費の中には政務調査費が含まれてははずですから、「事業別概要書」には政務調査費を区分した記載をするよう要望します。</p> <p>また、平成23年度佐倉市予算書では(102ペー</p>	<p>ご要望いただきました政務調査費に関する事項については、ご提案の「節」部への「政務調査費」の新設やその他等については、議会事務局のみでなく、関係部署との協議や規則等で定められた様式の見直し等も必要となってくることから現時</p>	無

	<p>ジ)、政務調査費総額13,520千円が「備考欄」計上されていますが、平成22年度決算書でも「備考欄」に総額13,367千円が記載されているだけです。</p> <p>しかし、「事業別概要書」の「事業の効果」欄に記載されていますように、議員の議会内外における活動に対する市民の関心は近年、高まっています。この点から、とりわけ、議員の活動費に用途を定めた総額約1,300万円の政務調査費の使用の顛末に関する説明責任の履行のレベルをもっと引き上げる必要があると考えます。</p> <p>そこで、以下のことを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 先ずは、予算・決算書の「節」の部に「政務調査費」を新設し、予算現額／支出済額／不用額を明記すること。 2. 市民に事業別の当初予算案に関する意見を公募する際に公開される「事業別概要書」の中の＜事業に関する説明＞覧に、前年度の政務調査費の使用実績を、「佐倉市議会政務調査費の交付に関する規則」の別表第1に示された使用基準に応じて、記載すること。 3. 「さくら議会だより」に前年度の各党派・個人が提出した収支報告書を監査証明を添えて掲載すること。 	<p>点では難しいものと思われませんが、事業別概要書の記載内容については、可能な限り対応できるよう努めてまいります。</p> <p>「さくら議会だより」については、佐倉市議会議員で構成された広報公聴委員会の編集により、佐倉市議会が発行しております。「さくら市議会だより」への収支報告書の掲載についてのご提案は、頂戴したご意見を今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、政務調査費の収支報告については、「佐倉市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「佐倉市議会政務調査費の交付に関する規則」により、政務調査費の交付を受けた党派及び議員が議長に提出をし、議長は収支報告書の写しを市長に送付しており、議会事務局において市監査委員による定期監査を受け、適正に執行しているため、「監査証明」についてのご提案に関しては、予定しておりません。</p>	
24	<p>「コミュニティカレッジ活動事業に対する意見」コミュニティカレッジ施設整備事業に対する意見</p> <p>それぞれの「事業の目的および効果」欄を見ると、「積極的に地域活動に参画できる手立ての学習機会を提供し、地域で共に生活する等の環境整備に寄与する人材の育成をはかります」と記載されている。</p> <p>前段の説明（「・・・学習の機会を提供し」まで）は理解できるが、後段の説明、特に「人材の育成をはかる」との目的論には大いに疑問を感じる。</p> <p>現に、市内の知人から聞くところでは、市民大学に入学・卒業すると市のさまざまな催しに参加を促され、断りにくい、という声を聞く。そのような事実があるのか、12月18日の予算説明会で担当課（教育委員会・社会教育課）に尋ねると、「市の催しへ出せる人はいないか、と声をかけることはあるが、参加を義務づけているということはない」との返答があった。</p> <p>しかし、名称はどうか、社会教育の一環としてのいわゆる市民大学は市民自らが自分の興味・関心に基づいて主体的に選択する生涯学習の場であり、行政なり他の組織なりの要請に照らして目的を他律的に定めるべきものではない。この意味で「人材を育成する」云々は、上記下線のような発言も併せ、市民の自発的な意思に基づく生涯教育の目的をはき違えた発想を窺わせる記述である。</p> <p>よって、前記引用文中の後段の記述を削除するよう求める。</p>	<p>既存の市民大学では、ボランティア活動などの情報提供をおこなうことはありますが、参加を義務づけることはありません。（ただし授業の一部としての参加等があります）提供する情報への判断は各自に任せるようにして、教育の中立性については常に考慮しているところです。</p> <p>社会教育、とりわけ公民館活動では、『自己と社会との関係についての正しい自覚を持ち、自己と人間としての価値を重んじると共に、一身の利害を超越して、相互の助け合いによって公共社会の完成のために尽くすような人格を持った人またはそのような人格たらんことを求めて努める人』が集い・学び・つなぎながら、地域社会を担っていくことを希求しております。</p> <p>佐倉教育ビジョン(平成23年度～32年度)のなかでも、目指すべき市民像を描き、その具現化に向けての施策が計画され、実施しているところです。そうしたことから、コミュニティカレッジ事業の中でも、人材を育成するという言葉で表現いたしました。</p>	無
25	<p>「基金に関して」</p> <p>市の説明によれば自主財源はこのところ約</p>	<p>ホームページでの基金に関する情報提示については、検討してまいります。</p>	無

	<p>240 億円。担当課員に教わり、基金をみるとなんと自主財源の二分の一より大きい金額(百数十億円)である。本議会でも委員会でも基金全体に対する議論を聞いたことがない。監査委員会の報告書を見ても、基金の一部のみである。しかも H19 年度、20 年度はコメントらしきものがあるが、それ以降は問題なしで終了してしまっている。そこで要望として、まず市のホームページから簡単に基金一覧にアクセスできるようにしてほしい。次に各基金の項目に、それぞれの根拠を示す条例(法)にジャンプできるようにしてもらいたい。基金の存在理由、基金の持ち方について多くの疑問があるので、来年の予算説明会時に基金についても議論できる時間を含めてほしい。</p>	<p>今後の説明会のあり方等については、基金について議論できるようにするかも含めまして、市民の皆様からのご意見等を参考にさせていただき、検討してまいります。</p>	
26	<p>「H24 年度当初予算(案)市民説明会についての要望」</p> <p>A. 全般について 良い試みなので来年以降も続けて欲しい。今年は昨年よりも出席者が増え、質問も活発だったので、改善されたと思う。</p> <p>B. 構成について 予想していた通り、午後のみでは意見交換の時間が非常に足りない。極端な場合 1 回の質問で 1 回の回答。これでは議論が深まらない。下手をすると、市民サイドも行政サイドも誤解したままで終了してしまうので、説明会を開く目的が損なわれてしまう。そこで、全体説明は午前中に行い、全体説明に対する質疑応答も午前中で終了する。 分科会に分けたことについては評価が難しい。一例を挙げると、自分のいるブースの事業に関して質問が山のようにあるので、他の事業について多くの意見があってもそのブースに移動できない(私の場合はそうだった)。ここで問題となるのは、多くの職員が日曜出勤を強いられることである。1 年間でこの件のみ日曜出勤になるのであれば苦にならないだろうが。もう一つ問題は、食堂が開いていないので、昼食をどうするかということである。</p> <p>C. 選択された 37 事業にかんして どのような基準で各担当部課が選択したのが不明。 普通の市民の目線で見ると、ある事業は決して単独のものでなく(観光、産業振興、農政など)、他の事業と極めて密接に相互関連があるにもかかわらず、全く別物としている。</p> <p>D. 資料内容について 担当部課には当然のことながら詳細の資料があるはずであるが、私たちには予算請求額と財源の内訳しかない。以前にも要望したが、少なくとも 21 年度決算 22 年度決算 23 年度予算位の数字をつけるべきではないか。経常事業も臨時事業も単年度で終わるものはきわめて少ない。少なくとも複数年のデータをつけるべきと思う。</p>	<p>今後の説明会の有無、構成時間等については、市民の皆様からのご意見等を参考にさせていただき、検討してまいります。</p> <p>説明会の事業選定方法については、「①臨時的経費における新規事業からの選定を優先、②市民の皆様が関心のあると思われる事業を優先、③各部局からの候補事業の選定及び財政部門との調整により選定、④部門・部局間の事業数のバランスにも配慮」との観点から選定しました。関連のある事業はできる限りまとめて説明するようにしております。</p> <p>資料内容については、データを出力するシステム及び事務処理量の課題もありますが、分かりやすさに留意し、可能な範囲内で適切な情報内容の提示に努めていきたいと考えております。</p>	無

27	<p>「予算説明会の在り方について」</p> <p>今年 3 回目の開催といい、こうした市民へ、納税者への説明会開催自体は評価したいが、その在り方には、問題が多い。少なくとも以下の点の改善を望みたい。さらなる工夫をして欲しい。</p> <p>①「こうほう佐倉」での開催通知が、12 月 1 日では遅い。予算編成の年間計画の一環として、なるべく早く確定して、少なくとも一か月前から公表、広報すべきだ。</p> <p>②配布資料の「事業概要書」は、目次・通し頁を付し、綴じること。</p> <p>③その内容として、今年のような書式と記述では、事業予算の内容がわかりにくい。狭いシートの中で、市民に分かりやすい数字とコメントが必要である。現在空欄多いスペースを活用して、たとえば、直近数年間の予算額と決算(実績)を明示する。節別の内訳よりは事業費の内訳をスペースの許す限り記載する。節別にあっては、数年の予算額・決算額(実績)を表示し、その推移がわかるようにする。各節にはどんな費目があるのかを例示すべきだろう。</p> <p>④コメント欄では、新規事業ならば、その立ち上げ理由、継続事業であれば、これまでの主な実績、来年度の事業計画を具体的に記述する。現在の記述式のコメントは、毎年通用するような抽象的な内容が多いので、無意味とならないよう財政課はチェックすべきである。</p> <p>⑤監査委員意見、補助金検討委員会の意見が付された事業には、そのポイントを明示し、その対応をも明示する。「見直し中だから前年度予算と同額にする」という記述は、意見を真摯に受け止める姿勢がないのではないか。そんな記述を可とする「事業概要書」を認めていること自体、市の財政担当者の怠慢ではないのか。</p>	<p>説明会の「こうほう佐倉」での開催案内については、広報原稿スケジュールの課題もありますが、なるべく早く、ホームページ等でお知らせしてまいります。</p> <p>配布資料の「事業別概要書」については、データを出力するシステム及び事務処理量の課題もありますが、分かりやすさに留意し、可能な範囲内で適切な情報内容の提示に努め、内容のチェックも併せまして、改善を検討していきたいと考えております。</p>	無
28	<p>「意見提唱趣旨:」(意見No.28~No.34)</p> <p>個別意見は「公開説明会」で述べ 此处では以下を希望する。(1)市民希望の事業の採上げ。其れには時間が無さ過ぎる。(2)予算説明会で無く 其の元の計上事業の数値を含めた説明会と審議であるべき。本末転倒である。(3)検索の容易性と資料、計算内訳提示の資料提供が必須。(4)地方分権下の国内外現況や 其れを踏まえた「第4次基本計画・前期分」の反映たる事業計画の提示希望。(5)また市役所で常に無視している“Plan-Do-See”前年 See 部分への言及(前年度の検証)なる必須要素が抜けている。当然付けるべし。</p> <p>1. 事前に市民希望を入れた市民要望の事業の公開説明会であるべき: 事業採択には其れ程重要で無い市役所観点の事業計上が多く 市民が本当に希望し 自治に重要な事業を選別すべき。</p>	<p>今後の説明会のあり方等については、市民の皆様からのご意見等を参考にさせていただきます、検討してまいります。事業選定については、市の施策として重要な事業、新規事業、市民の皆様の高い関心が高いと思われる事業を選定しております。</p>	無

29	<p>「予算編成公開説明会」で無く「計画事業説明会」であるべき。」</p> <p>予算数値が先にあるべきで無く事業が先にあるべし。其の元の計上事業の数値を含めた説明会と審議であるべき。本末転倒である。</p>	<p>当初予算編成は、持続可能な財政運営を基本としつつ、直近の社会経済状況を勘案する中で、翌年度における本市の歳入規模等を予測しながら進めています。</p> <p>したがって、実施計画策定の段階よりも、財源等の目途が精査され、実現可能性が高い予算編成段階で説明を行うほうが、より正確な情報が提供でき、市民への説明責任を果たすことになると考えています。</p> <p>なお、実施計画策定の際には、その素案を公表し、意見公募を行いました。また、計画の見直しの際は、事業の必要性、有効性、効率性、公平性の観点から、所管課で自己点検を行い、さらに第三者機関である「佐倉市行政活動成果評価懇話会」の意見を参考に、計画事業として位置づけるか否かの判断をしています。</p>	無
30	<p>「提出資料の完備と資料間相互閲覧性の工夫」:</p> <p>(1)選抜された「対象事業」、「予算要求状況」間の閲覧、照合性と(2)①そして前者と「予算見積事業別概要書」間の閲覧、照合性が不備で特に計上されて無いものもあるし ②必要な数値内訳記載の「予算書」も無く ③当「予算書」、「主要施策の説明書」「今年度期中の事業と遂行状況の検証、評価説明書」「総合事業計画書」の前期中、当期の関連性の重要な言及と提示が欠けている。③「予算見積 事業別概要書(当初)」の意味が解せない。若し此れが 当初計画したが予算決定段階で短期間内に削除されたなら 企画の甘さと「事業別概要書」纏めの甘さ以外の何ものでも無い。④「当初予算一般会計要求状況」が申請予算の全てであるのか。また「事業別概要書」との「款」「項」「目」の記載が必要で閲覧、照合性に欠けている。</p>	<p>資料内容については、データを出力するシステム及び事務処理量の課題もありますが、分かりやすさに留意し、可能な範囲内で適切な情報内容の提示に努め、改善を検討していきたいと考えております。</p>	無
31	<p>「地方分権下の国内外現況や 其れを踏まえた「第四次基本計画・前期分」に従った *目玉的企画事業の提示と 公開説明会提示が今回特に求められること:」</p> <p>以上が以下のように明確でない。明示すべきである。①特に*後者の提示が若し無いなら市民を交えた検討会は何であったのだろうか。其れ程当立案検討は成果が無かったのか。</p> <p>小生提案は 盛り込まれているのだろうか。国内外現況を以下の如く捉えている。</p> <p>(1) 生産人口を含む地域人口の逡減化や(少子高齢化でもあり 下手をすると過疎化、限界集落化に連なる)不景気での歳入の不足は 40、50年後 単位自治体、佐倉市は以前の規模に戻り兼ね無い。我国全体としても 此れ等「解」の無い時代の世界の先端を我国は走っている</p> <p>(2)2008年3月 Lehman Brothers Shock から Subprime-Loanの国際的金融破綻は 今冬始め</p>	<p>市の行政運営は、第4次総合計画で示された将来都市像の実現を目的として行っています。また、社会経済状況の変化に耐えうるよう、地域の課題を地域自らの責任と判断によって解決できるような団体自治・住民自治の強化に資することが重要であると考えています。</p> <p>これらを踏まえ、予算説明会を、市民の皆様への行政運営に対する理解を深めていただく機会、あるいは行政サービスのあり方について、客観的に判断をしていただくための機会と捉え、新規事業のみならず、例年地域の課題となっている既存の事業、さらには市全体の財政状況などを合わせて説明することとしています。</p> <p>～貴提案についての見解～</p> <p>(1)第4次総合計画では、生産年齢人口の減少、年少人口・高齢者人口の増加を</p>	無

	<p>の EUの一部諸国の国家破綻に繋がり 世界的金融不安は広がっており また</p> <p>(3)円高もあり今後の我国の国際市場は 東南アジア等の後進国に移り 企業は現地生産に取組み、国内は産業の空洞化、国内雇用の激減化に至り 国内不況は継続するのは必至である。一地方であるが 佐倉市も 此れ等の動きに無縁では無い。</p> <p>(4)地方分権化の進展は 人口争奪も含む都市間競争を激化し 雇用や魅力の無い都市は市民の所謂「歩く投票」で 魅力ある都市 eg. 柏市等に 市民を奪われる可能性は大であり 廃村ならぬ廃市の恐れも 将来無きにしもあらずであろう。</p> <p>(5) 此れに対し比較的に金銭に余裕があり、人数も非常に多い「団塊世代」を 都市再生 街づくりに参加して貰い 魅力ある都市づくり 住民間相互扶助型 Community づくりに活かして貰う必要がある。今回の事業計画に盛り込まれていることを期待したい。</p>	<p>前提とした計画となっています。</p> <p>(2)(3)第4次総合計画では、社会経済状況の変化に耐えうるような「持続可能な自治体」を、目指しています。</p> <p>(4)第4次総合計画では、本市がもつ優れた地域資源(城下町としての歴史文化性・印旛沼を中心とする自然環境等)を活かして、未来の市民に選ばれるまちづくりを進め、現在の人口を減少させないことを目標としています。</p> <p>(5)本市の行政運営の基軸は、市民力を活かした市民協働型自治運営であり、第4次総合計画においても、その考え方は盛り込まれています。</p>	
32	<p>「<u>再度の会議、開催要請(提案、要回答)</u>」: 先ず当日は 時間が限られているので 提示対象事業の説明と意見交換が良いが そもそも 斯かる①市民参加の会議の在り方 そして対象事業項目の選定は 別途再度の会議開催を希望します。</p> <p>また②市民意見、提案、事業や予算の修正等の回答は Home-page上で無く 別途会議開催の上 ①協議と ②当要請への回答を希望します。</p> <p>「<u>別種関連会議の開催要請(提案、要回答)</u>」: また当予算会議より遅い開催となるが(本来は其の前開催が望ましいが)①事業遂行状況、成果と ②文書冒頭に述べた 実施結果の評価、検証の会議も是非今後開催されることを希望してやみません。是非ご計画下さい。</p>	<p>別途再度の会議開催は、困難であると考えておりますので、予定しておりません。意見回答につきましても、今現在の意見公募手続きに基づき、ホームページ及び市政資料室において、まとめた形で公開していきたいと考えております。</p> <p>現時点で、予算事業の進捗管理を目的とした説明会を開催する予定はございません。第4次総合計画(平成23年～32年)における事業の進捗及び評価については、来年度からホームページ等で公表する方法を検討しています。また、毎年の主要事業の成果については、「主要施策の成果書」(市政資料室で公開)で内容を確認することができます。</p> <p>なお、「佐倉市行政活動成果評価懇話会」において、同趣旨の事業成果の評価について、検討が行われており、結果をまとめた意見書を公表しています。</p>	無
33	<p>「<u>会計手法の改善(提案、要請)</u>」:</p> <p>今回も下水道や防災等 単年度に終わらず数年に渡るものまた現在の資産や負債状況の把握等で 東京都等が導入を考えている 公会計の改善 民間会計制度の導入を早急に検討の上導入されることを希望します。</p>	<p>会計手法の改善については、現在佐倉市では、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務4表を作成し、公表しています。この作成方式は、国の研究会から基準モデルと総務省方式改定モデルが示されています。このうち基準モデルは固定資産台帳や複式記帳などを前提としたモデルで、もう一つの総務省方式改定モデルは、個々の固定資産台帳や複式記帳によらずに、地方財政状況調査、いわゆる決</p>	無

		<p>算統計の数値をもとに作成するものです。</p> <p>佐倉市の財務諸表の作成方法は、総務省方式改定モデルで作成していましたが、現在、財務会計システムを新たなシステムに更新する作業を進めている中で、これまで以上に企業会計制度に準じた型式を取る基準モデルを導入する予定であります。</p>	
34	<p>「意見書、回答の個人宛送付(提案、要回答):」</p> <p>Home-page上では 要約され当方発言と異なることが多いので 財政課の明解な回答や 考え方を知らたく 大変でしょうが 意見書回答や評価を 当人宛て通知頂くと有り難いのですが。</p>	<p>意見回答については、現在の意見公募手続きに基づき、ホームページ及び市政資料室において、まとめた形で公開し、個別の回答は予定しておりませんので、公開情報をご確認いただきたいと考えております。</p>	無
35	<p>「歳入の増加について」</p> <p>市税の「減少と見込む」などと言う市の無能なやり方には同意できない。市税が増加する方法を考え、努力してほしい。</p>	<p>財政基盤の充実のため、市税の確保に努めてきたところですが、今後とも、徴収体制の強化とあわせ、企業誘致を積極的に推進するなど、税収の増加に努力してまいります。</p>	無
36	<p>「財政支出の生産性」</p> <p>「平成 24 年度当初予算の編成に関わる意見を提示して欲しい」との要請ですが、738 件の全事業に記載されている内容は、事業名と要求総額の羅列で評価のパラメーターになるデータは皆無のために検討は極めて困難であります。</p> <p>各事業の要求総額であります「金額」という言葉の持つ意味は、技術条件や事務要素の単位が異なる事象を便宜的な共通尺度に換算したもので、これのみでは経済的な価値を評価することができません。少なくとも、基本単位(重さ、長さ、時間)と金額を組み合わせた形の機能コスト/原単位コスト又は利用者の経済的な満足度を金額推算し、評価することが基本要件になります。財政が逼迫する昨今、多様な側面からあらゆるテクニックを駆使し、過去に拘らない合理的かつ最適な予算編成をすることは当然であります。</p> <p>今回、個別事業に対する上記の評価方法は今後の課題に譲り、さしあたり平成 24 年度の総予算執行に伴う市民にもたらす便益の増加額をマクロ的な定量推算値で提示して下さい。総合的な財政支出の生産性を判断する一助に供したいと考えています。</p> <p>すなわち、佐倉市民に与える経済的な効用(満足度)として、①可処分所得に対する効果がどれだけ増加するか、②家計の実質所得をどれだけ増加させるか、③当市の事業者の生産性にどれだけ寄与するか(利用価値)、④施設の維持管理費用が将来にどれだけ発生するか、について資料の提供を要請します。</p>	<p>「平成 24 年度予算執行に伴う市民にもたらす便益増加額」の提示、「可処分所得に対する効果増」、「家計の実質所得の増効果」、「市の事業者の生産性への寄与」、「施設維持管理費用の将来発生」の算出については、現在、行政活動にこのような数値を算出する明確な基準がなく困難ではありますが、コストと効果の観点及び効率的な施設管理運営の実現は重要なことと考えておりますので、ご意見は今後の業務を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
37	<p>24 年度予算(案)の検討をするに際し、節別の項目と金額の提示のみで、どの様な評価・検討を市民に期待されていたのか理解に苦しみました。最小限、事業を構成する基本仕様は記述すべきと考え、添付別紙に意見項目を図表イメー</p>	<p>コストと効果の観点及び過去・将来を含めた複数年での事業把握は重要なことと考えておりますので、市の実施計画や行政活動成果測定を踏まえた上で、ご意見は今後の業務を進めていく上での参考と</p>	無

ジで表現してみました。宜しくご検討下さい。	させていただきます。
-----------------------	------------

別表①No.5 回答

◆委託料と縦覧点検後に再審査対象となったレセプトの金額の比較

年度	単価 (円)/ 1枚	【A】 委託料(円)	点検 件数	点検の結果、再審査対象となったレセプトの金額			
				請求		決定	
				件数	金額(円)	件数	【B】金額(円)
18年度	18.0	12,095,054	639,950	5,790	398,241,172	2,700	-16,685,098
19年度	13.7	9,841,049	684,119	5,179	328,706,009	2,975	-8,497,326
20年度	15.0	11,022,731	699,856	5,376	287,468,680	3,064	-6,451,992
21年度 ※	17.2 12.0	7,792,581	567,268	7,311	450,050,115	2,955	-10,075,035
22年度	9.2	5,200,090	538,312	10,719	668,112,069	3,762	-11,443,991
平均額	14.2	9,190,301	625,901	6,875	426,515,609	3,091	-10,630,688

※平成 21 年度は、年度途中で電子レセプト化されたため、契約の変更により単価が変更された。

別表②No.11 意見

観光イベント事業、観光資源創出事業 担当課:共に産業観光課

(1)新しいイベントへの転換、取組、観光資源創出事業への取組み(提案、要回答)

歴史、伝統を活かした「時代まつり」風車との関連のチューリップまつり 花火大会等は マンネリ化し 同類の規模も大きく本腰を入れている大都市との比較では貧弱で 関係者が思う程の訴求性が無く長年の継続催行で より地域に合った 発展性のある下記の事業を長年抑えて来た。また歳入の落ち込み(遞減)の下24年度は現行催事の ①巡回観光性、効果迂回、波及性 ②観光収入性 ③産業創出、地場経済活性化性面に共に限界があるので 遅きに失したが下記の観光創出事業への展開を提案する。

(i)農業:観光産業面から見た農業観光の取組み

種 別	提案事業 Project	注 釈 備 考 等
(1)体、学習面 〃 (*環境学習)	①農家民宿②季節毎の作付け体験	国の関係3省の活動助成制度あり
	③里地農業(主稲作)保全	(対象地)西部自然公園 ふるさと広場
(2)観光	①農家民宿(憩い)②季節毎作付け体験 ④観光農園	
	⑤疑似故郷の農家民宿 ⑥農産物産直宅配 ⑦*農村遊び ⑧貸し農園	
	⑧古民家村(主に稲作)保全	西部自然公園 小篠塚
(3)伝統食講習	⑨蕎麦打ち ⑩味噌づくり ⑪わさびづくり ⑫養蜂、はつみつ作り	
(4)花卉園芸講習	⑬バラづくり	バラ研究所提携

(ii)環境:環境復元、保全、維持活動や 学習活動を観光化する。

西部自然公園、小篠塚谷津田等の「2次自然」の復元、維持併せてホタルメダカ、シジミ等の復元を図る。
宿泊施設が必要 上記古民家村等⑧を 農業観光と併せて造る。

(iii)*自然の中の遊び:

こども	⑦*2次自然の里地の遊び	⑭人口疑似溪流遊び
若者、家族	⑭疑似溪流釣り	⑮印旛沼フロートデッキ

(iv)観 光:

⑯農業、ものづくり村「農業、ECO Village」	⑰東国 88ヶ所巡り
----------------------------	------------

(v)学問、講習:

⑱大学提携の老人大学 ⑲蕎麦打ち 焼き物づくり ⑳マラソン講習 ㉑寺院での人生講和付きTour

備考:学問 アプローチの街づくり

①欧州型学園都市化構想	学生募集難で合理化の必要な数校を集め、複数校利用の校舎を建て、貸し講堂、体育施設、校舎を造り存続を可能とする。
②弥富小のCommunity School化	市民が創るCommunity School 全国から募集

別紙 意見No.37 図表イメージ

予算編成に関わる意見

1. 事業目的 : 事業化の目的、目標、背景など記述
2. 事業緒元 : 仕様、性能、規模などの視点から記述
3. 事業費内訳: 構成機能別に分類
 発生要素別(内部人件費、外部発注費)に分類
 維持管理費
4. 社会的便益: 分析手法、主な便益、達成度(%)
5. 年度別費用: 実績額、当年度要求額、将来計画額



事業費内訳		複数年度継続事業							完成総額
		実績額			単年度事業	将来計画額			
		初年度	前々年度	前年度	要求額 当年度	翌年度	翌々年度		
内部人件費	年間額								
	累計額 / %	%	%	%	%	%	%	100%	
外部発注費	年間額								
	累計額 / %	%	%	%	%	%	%	100%	
維持管理費	年間額								
	累計額								
総費用額	年間額								
	累計額 / %	%	%	%	%	%	%	100%	
社会的便益	年間額								
	累計額 / %	%	%	%	%	%	%	%	

<事業緒元(仕様・性能・規模)>: 当年度分		<構成機能別費用内訳>: 当年度分		<発生要素別費用内訳>: 当年度分	
項目		項目	金額	項目	金額
度 当 分 年	①	①		①	
	②	②		②	
	③	③		③	
	④	④		④	
	⑤	⑤		⑤	
完成時	①	①		①	
	②	②		②	
	③	③		③	
	④	④		④	
	⑤	⑤		⑤	